分野	2 住宅・土地、公 共工事 (5)公共工事	意見・弱	要望提出者	規制改革委員会	
項目	環境アセスメントの充	実			
意見・要望 等の内容	環境アセスメント法の施行状況を把握し、制度の見直しの必要性について検討することが求められる。				
関係法令	環境影響評価法		共管	対象事業所管官所	Ţ
制度の概要	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響を調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体、環境省などから意見を聴取し、それらを踏まえた環境の保全についての適正な配慮を確保する制度。				
計画等における記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:		<b>食討中</b> )	措置困難	その他

## (説明)

環境影響評価法は、平成11年6月に全面施行されたところであり、方法書に始まる全 ての手続を実施した事例は少ないながら出てきており、その施行状況を把握していると ころである。

また、環境影響評価法に対応した技術手法に係る調査検討、一般住民や地方公共団体 への情報提供、技術的支援の充実、専門家の技術の向上等を図るとともに、個別の案件 について審査し、環境大臣意見を提出し、同法の適正な運用を図っている。

これらを踏まえ、必要に応じ、制度の充実・改善のための検討を行う。

担当局課室名|総合環境政策局環境影響評価課

_ 分 野	2 住宅・土地、公 共工事 (5)公共工事	意見・弱	要望提出者	日本労働組合総 改革委員会	連合会、規制
項目	公共事業におけるパフ	ブリック	・インボル	ブメント等の活用	
意見・要望 等の内容	公共事業については、パブリック・インボルブメント等の活用により、 国民が真に求める公園など生活関連社会資本の整備や環境保全、高度情 報化、少子高齢化社会に対応した社会資本の充実、災害復旧事業に重点 化する。また、安全性確保の観点から、経年劣化した社会資本の修繕事 業を重視する。				
関係法令	なし		共管	公共事業関係省所	Ţ
制度の概要					
計画等にお ける記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	E #	) )	措置困難	その他

#### (説明)

自然公園等事業では、自然環境を保全しつつ、国民が安全で快適に自然とふれあうこ とができる施設の整備を行っている。その整備に当たっては、環境保全や高齢者対策等 の配慮を行っている。これらの事業については、自然公園法に基づく公園計画にのっと って実施されているが、この公園計画については、国民一般にパブリックコメントを求 めるとともに、学識経験者等から成る審議会の意見を頂くなど適正な手続を経て決定さ れているところである。今後とも自然公園等事業の適正な実施に努めるとともに、特に 計画段階でのパブリック・インボルブメントの活用の在り方等について検討することと したい。

なお、自然公園利用者の安全の確保については、従前より配慮してきたところであり、 今後とも経年劣化した物件の修繕について引き続き重視していくこととしたい。

担当局課室名▋自然環境局自然環境整備課

分野	2 住宅・土地、公 共工事 (5)公共工事	意見・	要望提出者	(社)関西経済)	重合会
項目	公共工事における現	場写真の	デジタル化		
意見・要望 等の内容	デジタル写真の採	用を全面的	的に認める。		
関係法令	なし		共管	公共事業関係省所	宁
制度の概要					
計画等における記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		) )	措置困難	その他
(説明) 自然公園等事 いない。	事業における現場写真	について	<b>ま、デジタ</b>	ルカメラの使用を	特に制限して
担当局課室名	名 自然環境局自然環境	——— 竟整備課			

分 野	2 住宅・土地、公 共工事 (5)公共工事	意見・語	要望提出者	個人		
項目	ホームページによる	ホームページによる一般公募とインターネット上での入札方法				
意見・要望 等の内容	入札方法について が研究されているの できない。					
関係法令	なし		共管	公共事業関係省	庁	
制度の概要						
計画等における記載	該当なし					
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期:		<b>食討中</b> )	措置困難	その他	
	は、環境省では公共 計決定を踏まえて、				∖ため、公共事	
担当局課室名	了 大臣官房会計課					

分野	3情報・通信関係 意見 (6)社会・行政の情 報化	見・要望提出者	(社)経済団体連合会		
項目	許認可等の審査・処理の資	迅速化・簡素化			
意見・要望 等の内容	環境関連の法に基づく原	環境関連の法に基づく届出書、許認可申請書の電子化			
関係法令	自然公園法等	共管	なし		
制度の概要					
計画等における記載	月31日行政情報システム名 ・申請・届出等手続にご	8省庁連絡会議 0いて、原則と	の基本的枠組み」(平成12年3 了承)第1 基本方針 して、平成15年度までに書面 を利用した手続のオンライン		
状 況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:平成		措置困難その他		

#### (説明)

「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」を受け、平成15年度までに 書面による手続に加え、手続のオンライン化を図る実施計画としての「環境庁申請・届 出等手続の電子化推進アクション・プラン」を昨年10月に策定したところである。

#### (参考)

自治事務については、「自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進 に関する政府の取組方針」(平成12年12月20日行政情報システム各省庁連絡会議了承) において、地方公共団体からの要望、国民等からの要望を踏まえ、各省庁は平成13年 春から夏にかけてアクションプランを策定することとしている。

担当局課室名

▼大臣官房総務課環境情報室

分野	10公害・廃棄物・ 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会 環境保全関係 (1)公害等
項目	公害健康被害補償法に基づく提出事項の簡略化
意見・要望 等の内容	汚染負荷量賦課金の申告のために硫黄酸化物の排出量を算定し、報告する際、硫黄分を含まない燃料の使用量についても報告することとされている。 - 硫黄分を含まない燃料の使用量については、硫黄酸化物の排出量に関係ないため、報告対象から外すべきである。
関係法令	公害健康被害の補償等に関す 共管 なし る法律第55条
制度の概要	ばい煙発生施設等設置者は、硫黄酸化物の排出量に応じて、汚染負荷 量賦課金を公害健康被害補償予防協会に申告・納付することになってい る。その際、硫黄酸化物の排出量は、燃料等の硫黄含有割合と使用量か ら算定されるため、燃料等の月別使用量を申告書算定様式に記載するこ ととしている。
計画等における記載	該当なし
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期:平成13年3月)

#### (説明)

硫黄分を含まない燃料の使用量を全く要しないこととした場合には、現在は硫黄分を 含む燃料を使用してはいないが、硫黄分を含む燃料を使用することも可能な施設につい てその存在自体を把握できないことになり、汚染負荷量賦課金の的確な徴収に支障が生 じるおそれがあるため、このような措置は適当ではない。

しかし、御指摘のような意見も踏まえ、平成13年度以降は、硫黄分を含まない燃料を 使用する施設については、月別使用量を記載する必要はなく年間合計量のみの記載とす ることができることとし、これを申告の手引書に記載して周知を図ることとする。

担当局課室名 環境保健部企画課

_					-	
分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・勇	要望提出者	(社)経済団体	<b>x連合会</b>	
項目	コジェネ設備等のばい	八煙排出等	<b>手の規制緩</b> 種	和		
意見・要望 等の内容	一部の地方公共団体において、コジェネ設備・IPP設備・軽油超深度 脱硫設備等、省エネ・環境対応関連設備を導入する場合にも、大気汚染 防止法より厳しい条例等により、ばい煙、ばいじん排出量等の現状非悪 化が行政指導されている。 こうしたコジェネ設備・IPP設備・軽油超深度脱硫設備等、省エネ・ 環境対応関連設備を導入する場合には、地方公共団体の指導は、大気汚 染防止法の範囲内とすべきである。					
関係法令	大気汚染防止法 地方自治体ごとの条例	大気汚染防止法 共管 なし 地方自治体ごとの条例				
制度の概要	大気汚染防止法第4条及び第32条により都道府県等は条例により必要な規制を定めることが可能となっている。					
計画等における記載	該当なし					
状 況	措置済・措置予別 (実施(予定)時期:	定相	<b>食討中</b> )	措置困難	その他	
(説明) 地域的な汚染に対応するために、大気汚染防止法は地方自治体に条例で必要な規制を						

定めることを妨げるものではない。

都道府県等が大気汚染防止法による規則より厳しい措置を条例等にて実施することに ついては、各自治体が地域の実状に応じてその是非を合理的に判断すべきものと考える。

担当局課室名 環境管理局大気環境課

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・弱	要望提出者	(社)経済団体連合会、規制 改革委員会		
項目	LNG発電のばい煙	!測定頻度(	の緩和等			
意見・要望 等の内容	大気汚染防止法において、「ガス専焼ボイラー」「ガスタービン」「ガス機関」はLNGを燃料とする場合であっても、年1回以上のばい煙濃度の測定が義務づけられている。しかし、LNG発電は、LNGを燃料とするため、ばいじん、硫黄酸化物の排出がほとんど無いものである。したがって、LNG発電については早急に排出実態調査等を実施し、その結果に基づいて、ばいじん、硫黄酸化物に関し測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討すべきである。					
関係法令	大気汚染防止法		共管	なし		
制度の概要	汚染防止法施行規則	大気汚染防止法では、排出ガスの自主測定義務を課しているが、大気汚染防止法施行規則第15条3号において、ガスタービン・ガスボイラー・ガス機関については年1回以上のばいじんの測定が義務付けられている。				
計画等における記載	該当なし					
状況	措置済・措置予 (実施(予定)時期	. –	) )	措置困難その他		
(説明) 平成10年4月の省令等改正において、ガス専焼のボイラー等については、ばいじんの自主測定頻度を年2回から年1回以上に緩和したところ。 今後は必要に応じ測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討していくが、自主測定は事業者の自主確認のためにも必要であり自主測定自体の免除は困難である。						
担当局課室名	環境管理局大気環境	竟課				

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・	要望提出者	(社)経済団体連合会、規制 改革委員会		
項目	燃料電池のばい煙測	燃料電池のばい煙測定頻度の緩和等				
意見・要望等の内容	燃料電池用改質器のばい煙測定頻度の緩和等については規制緩和3ヵ年計画において「排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方法を簡素化または測定頻度を軽減する方向で検討する」とされている。現在普及してきているリン酸型燃料電池においては、構造や燃料特性上、改質器より発生するばいじん・硫黄酸化物の排出レベルが極めて低い環境に対する負荷が低いエネルギー源である。したがって、ばい煙測定頻度の緩和等については排出実態調査を踏まえ、その緩和等の検討を実施すべきである。					
関係法令	大気汚染防止法		共管	なし		
制度の概要	「ばい煙発生施設」	に該当す。 :掲げる施	るものとされ 設は重油換	の改質器が大気汚染防止法上のれ、現状、大気汚染防止法施行算50L/hを超える設備についけられている。		
計画等における記載	10公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等 燃料電池のばいじん等の測定方法 8 エネルギー関係 (2)電気事業 燃料電池設備に係るばい煙発生施設としての届出等					
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		) )	措置困難その他		
(説明) 平成11年度に実施した排出実態調査に引き続き関係業界に対してヒアリング等必要な 実態把握及び今後の対策の検討を行っているところ。						
担当局課室名	3 環境管理局大気環 <sup>は</sup>	竟課				

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・弱	要望提出者	規制改革委員会		
項目	工業専用地域内にお	ける届出る	を要する特別	定施設の見直し		
意見・要望 等の内容	ことにある。現行の 2倍以上の場合に届 の騒音・振動の増加	本規制の目的は敷地境界における騒音・振動の規制基準値を担保することにある。現行の制度では、特定施設の数を変更する場合、その数が2倍以上の場合に届出が必要となる(騒音)。しかし、これは敷地境界の騒音・振動の増加と必ずしも対応しない。本来の目的を達成するために、特定施設の届出方法の運用が適切であるか否かを検討すべきである。				
関係法令	騒音規制法及び振動 6条、第7条、第8 条		共管	なし		
制度の概要	する施設である特定 等を都道府県知事に 動規制法第6条) を届け出ることにな では変更の内容が特 た数の二倍以内に増	施設を設置 届け出るこ またその届 いっている 定施設の利 加する場合	置しようと こととなっ 出内容に変 (両法とも 重類を減少 合、振動規制	者が著しい騒音又は振動を発するときは、特定施設ごとの ており(騒音規制法第6条、 変更があった場合にも、その 第8条)。ただし、騒音規制 する場合、または直近に届け 制法では特定施設の種類及の 、届出の必要はない。	のがありませる。数据旨法出	
計画等における記載	該当なし					
状況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		<b>食討中</b> )	措置困難その他		
(説明) 特定施設の数等の変更の届出について、その運用が適切か否かを検討したい。						
担当局課室名	3 環境管理局大気生活	舌環境室				

· 分 野	10公害・廃棄物・ 意見・要望提出者 (社)日本自動車工業会 環境保全関係 (1)公害等				
項目	ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和(排出ガス)				
意見・要望 等の内容	ダイオキシン類排出濃度測定方法について、公定法では高価(約1億円)な分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ/質量分析装置)を使用することとなっており、一般的でない。安価(約1千万円)で一般的な分析装置を使用して測定する方法も、公定法として認めてほしい。				
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置 共管 なし 法施行令第4条				
制度の概要	ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置者は、排出される排出ガス、排出水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、ダイオキシン類の汚染の状況について、ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて測定を行うことが義務づけられている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期: )				
(説明)					

排出ガスについては、排出基準が高濃度に設定されている施設の測定を中心に、ダイ オキシン類の簡易測定法を検討するための調査を実施することとしており、今年度は、 公定法(JIS)をベースとした簡易かつ廉価な測定法の検討を行っている。来年度以 降、全ダイオキシン類の測定、特定の異性体のみの測定、前駆物質の測定等簡易測定法 の比較等を引き続き行うことを予定している。

担当局課室名 環境管理局大気環境課

_					
分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・要	望提出者	(社)日本自動車	工業会
項目	ダイオキシン類排出	濃度測定方	法の緩和	(排出水)	
意見・要望 等の内容	ダイオキシン類排出濃度測定方法について、公定法では高価(約1億円)な分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ/質量分析装置)を使用することとなっており、一般的でない。安価(約1千万円)で一般的な分析装置を使用して測定する方法も、公定法として認めてほしい。				
関係法令	ダイオキシン類対策 法施行令第4条	特別措置	共管	なし	
制度の概要	ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置者は、排出される排出ガス、排出水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、ダイオキシン類の汚染の状況について、ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて測定を行うことが義務づけられている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予 (実施(予定)時期	•	<b>討中</b> )	措置困難	その他
(説明) 排出水については、排出基準が10pg-TEQ/Iと定められており、このような極微量の 分析には、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いることが不可欠である。					

よって、一般的に環境分析に用いられているような分解能のガスクロマトグラフ質量 分析計による分析法をダイオキシン類に係る排出水の測定方法とすることは困難であ る。

担当局課室名水環境部企画課

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・	要望提出者	(社)日本自動	]車工業会
項目	ダイオキシン類対策	特別措置》	去の特定施詞	设適用条件の緩	FO.
意見・要望 等の内容	アルミニウムくずの定義を明確にし、良品と粗悪品を区別し、良品くず使用のアルミ溶解炉、乾燥炉はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から除外にしてほしい。				
関係法令	ダイオキシン類対策特別措置 共管 なし 法施行令第 1 条				
制度の概要	原料としてアルミニウムくず(工場内の圧延工程において生じたものを除く。)を使用するアルミニウム合金の製造の用に供する一定規模以上の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉はダイオキシン類対策特別措置法において特定施設として規制の対象とされている。				
計画等における記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		) )	措置困難	その他

#### (説明)

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政省令の整備にあたり、各種発生源 からのダイオキシン類の排出状況、規制の必要性について検討を行い、アルミニウム合 金製造工程については、アルミニウムスクラップを原料とする施設においては、原材料 に塩素分が付着しており、さらにその溶解において不純物を除去するための塩素化合物 等を使用していること等から、ダイオキシン類が発生しているものと考えられ、工場内 の圧延工程において生じたアルミニウムくずを使用するものを除き、規制対象とされた。

工場内の圧延工程において生じたアルミニウムくずを使用するものについては、規制 の対象から除いているところであるが、それ以外のアルミニウムくずについては、ダイ オキシン類の発生の可能性が否定できないため、現時点で適用除外となる施設を追加す ることは困難である。

担当局課室名▋環境管理局大気環境課

_ 分 野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・	要望提出者	(社)日本自動	車工業会
項目	排水基準を定める総 係る検定方法	理府令の	規定に基づ	く環境大臣が定め	かる排水基準に
意見・要望 等の内容	排水中の弗素含有 アリザリンコンプレ が、この方法では前 間を要す。このため 定方法で採用されて	·キソン吸 「処理とし <sup>・</sup> 、排水に	光光度法又  て蒸留操作だ ついても、2	はイオン電極法 が必要とされて₹ 公定法として環 <sup>‡</sup>	) とされている おり、測定に時 竟水のふっ素測
関係法令	水質汚濁防止法14条		共管	なし	
制度の概要	排水基準を定める に係る検定方法では に定める方法(ラン オン電極法)とされ	、排水中( タン - ア	の弗素含有量	量の検定方法は、	JIS K0102 34
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		検討中 )	措置困難	その他
(説明) ふっ素の排水基準の検定方法として、従来から採用しているランタン - アリザリンコンプレキソン吸光光度法及びイオン電極法に加え、今般、イオンクロマトグラフ法を採					

ンプレキソン吸光光度法及びイオン電極法に加え、今般、イオンクロマトグラフ法を採 用することとしている。ただし、排水中にはイオンクロマトグラフ法の妨害となる懸濁 物質等が存在する可能性が大きいため、従来から採用している2つの方法と同様に、あ らかじめ前処理として蒸留操作を行うこととしている。

担当局課室名水環境部企画課

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等 意見・要望提出者 (社)日本自動車工業会		
項目	瀬戸内海環境保全特別措置法の見直し		
意見・要望 等の内容	特定施設の設置、変更が環境負荷の低減に寄与するものであり、現行 の許可条件に合致する場合、申請を免除するか事後の届出としていただ きたい。		
関係法令	瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条第1項及び第8条第1 項		
制度の概要	瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸法」という。)第5条及び第8条には、1日当たり50m³以上公共用水域に水を排出する工場又は事業場は、特定施設の設置及び既設特定施設の変更事項の許可につき、事前に府県知事の許可を受けなければならないこととされている。また、府県知事は、特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないと認めるときでなければ、許可をしてはならないこととされている。		
計画等にお ける記載	該当なし		
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期: )		

瀬戸法では、瀬戸内海が汚濁物質が滞留しやすい閉鎖性海域であるという特殊性にか んがみ、施設の設置について許可制としている。府県知事は、申請書及び事前評価等の 内容により、特定施設の設置、変更が環境負荷の低減に寄与するものであり現行の許可 条件に合致するかどうかも含め、当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を 保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであるかどうか審査し、 |許可を行うかどうか判断することから、事後の届出とすることは困難である。

また、特定施設の設置、変更の許可は、瀬戸法第11条の発動につながるものであり、 他方、水質汚濁防止法においても特定施設の設置、変更の事前の届出が義務づけられて いることから、申請免除は困難である。

なお、変更の許可を受ける場合、処理施設による処理後の汚水等の汚染状態の値及び 当該汚水等の1日あたりの量が増大せず、かつ、排出水の排出の方法に変更がない場合 には、変更の許可申請に際しての事前評価等に関する法第5条第3項から第7項までの 規定による手続を要しない等、既に手続の迅速化、簡素化が図られているところである。 (瀬戸法第8条第3項、施行規則第7条の2)

担当局課室名▶水環境部閉鎖性海域対策室

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (1)公害等	意見・	要望提出者	規制改革委員会 合総連合会、( <sup>2</sup> 合会他7団体	一、 会、日本労働組 社)経済団体連
項目	市街地の土壌汚染の	処理に関	する法制化の	の検討	
意見・要望 等の内容	現在市街地の土壌汚染に関しては、法的な強制力を有する環境基準がないこと、汚染の処理に係る費用負担ルールがないこと、汚染情報の開示のルールがないこと等から様々な問題が起こっており、すみやかに法制化を含めた実効ある制度の検討をすべきである。(当該土地の用途に応じて浄化基準を設定することについて反対とするもの1件、土地利用転換にあたっての環境整備のあり方を早急に検討する必要があるとするもの1件)				
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要	市街地の土壌汚染対策については、水質を浄化し及び地下水をかん養する機能を保全する観点から原則としてすべての土壌を適用対象として「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月環境庁告示第46号)を設定し、その維持達成に向けて、平成11年1月に環境庁が策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に基づき、土地改変等の機会をとらえた環境基準の適合状況の調査、汚染土壌の回復対策等について事業者等に対する指導を実施しているところである。				
計画等における記載	該当なし				
状 况	措置済・措置予 (実施(予定)時期	·	検討中 )	措置困難	その他
(説明) 土壌汚染問題をめぐる最近の状況を踏まえ、平成12年12月から、環境庁水質保全局長 (環境省環境管理局水環境部長)の委嘱による「土壌環境保全対策の制度の在り方に関 する検討会」において土壌環境保全対策のために必要な制度の在り方に関する調査・検 討を行っている。					

環境管理局水環境部土壌環境課

担当局課室名

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・	要望提出者		本連合会、日本 合会、日本製紙
項目	再資源化促進の観点	再資源化促進の観点からの廃棄物の定義の見直し			
意見・要望 等の内容	廃棄物の定義及び区分について、資源の有効利用、リサイクルの観点 から見直すべきである。				
関係法令	廃棄物の処理及び清 る法律第2条	掃に関す	共管	なし	
制度の概要	廃棄物とは、占有できないために不要の物の性状、排出の者の意思等を総合的また、廃棄物は一業活動に伴って生じあり、一般廃棄物は	になった 状況、通 に勘案し 般廃棄物 た廃棄物	ものをいい、 常の取扱い て判断すべる と産業廃棄 <sup>を</sup> であって政 <sup>を</sup>	それに該当す 形態、取引価値 きものとされて 物に区分され、 令で定められた	るか否かは、そ の有無及び占有 いる。 産業廃棄物は事 19種類のもので
計画等における記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		検討中 )	措置困難	その他

### (説明)

平成12年の通常国会において、廃タイヤ等リサイクルと称して不適正に処理されてい る事例が多いため、定義を明確にできないかという指摘があったことを踏まえ、当面の 対応として、廃タイヤ等の適正処理を図るべく、廃棄物の定義の解釈の明確化を行い、 その旨周知したところ。

廃棄物の定義及び一般廃棄物と産業廃棄物の区分のあり方については、処理責任との 関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクルの推進などの観点から、関 係者の意見を踏まえつつ、平成13年度前半に検討を開始する予定である。

担当局課室名 廃棄物・リサイクル対策部企画課

分野	10公害・廃棄物・ 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会 環境保全関係 (2)廃棄物		
項目	特定家庭用機器再商品化法におけるリサイクル率の定義見直し等		
意見・要望 等の内容	埋立廃棄されずリサイクルされたものは、有償、無償、逆有償を問わず再商品化(リサイクル)と定義すべきである。 リサイクル率・再生資源率等の類似の用語の統一を図るべきである。		
関係法令	特定家庭用機器再商品化法 共管 経済産業省		
制度の概要	家庭用の家電製品のうちテレビ等4品目について、小売業者に対してはこれらの廃棄物の引取り義務及び製造事業者等への引渡し義務を、製造事業者等に対しては引取り義務及び再商品化等実施義務を課すものとされている。		
計画等における記載	該当なし		
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期: )		

### (説明)

テレビ等4品目から鉄などの有用物を回収した後に残るプラスチック廃棄物は逆有償 で引き取られているものの、メーカーがリサイクルが可能な業者に処理を委託すること についてあらかじめ主務大臣の認定を受けていればリサイクル率にカウントすることは 可能である。

特定家庭用機器再商品化法では、リサイクル率(再商品化等の基準)として、リサイ クルを行った廃家電の総重量の回収された有価物の量に対する割合を決めているのみで あり、複数の用語使用により混乱が生じているとの指摘は当たらない。

担当局課室名 廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

分野	10公害・廃棄物・ 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会 環境保全関係 (2)廃棄物		
項目	再生利用認定制度の見直し		
意見・要望 等の内容	再資源化促進等の観点から、再生利用認定制度を見直すべきである。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関す 共管 なし る法律第9条の8、第15条の 4の2		
制度の概要	一定の要件に該当する廃棄物の再生利用について環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可が不要となる。		
計画等における記載	該当なし		
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期:平成13年度中)		
(説明) 再生利用認定制度の過去の認定例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について、指針等の策定を行う予定である。			
担当局課室名	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課		

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・弱	要望提出者	(社)経済団体 チェーンストア	
項目	一般廃棄物収集運搬	業の許可制	制度の見直り	U	
意見・要望 等の内容	広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、行政単位毎に必要とされている現行の一般廃棄物の収集運搬業の許可制度を見直すべき である。				
関係法令	廃棄物の処理及び清 る法律第7条、第7 廃棄物の処理及び清 る法律施行規則第2 号、第2条の3第3	条第4項 掃に関す 2条第3	共管	なし	
制度の概要	一般廃棄物の処理 る区域を管轄する市 域的な再生利用等に 定により業の許可を	町村長の記ついて一気	件可を受けれ 定の要件を済	なければならない	1。ただし、広
計画等にお ける記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期:		検討中 - 4 月)	措置困難	その他

#### (説明)

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理責任を負っており、これに基づく一般 廃棄物の処理は市町村の自治事務とされている。市町村は、この原則の下でその策定す る一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分 を行わなければならないこととされており、収集・運搬業に係る許可もまた、市町村の 処理責任及びこれに基づく事務と不可分の関係にある。

広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、現行の一般廃棄物の収集運搬業 の許可制度を見直すことは、当該市町村の一般廃棄物処理計画及びそれに基づく市町村 による一般廃棄物処理との調整が不可能となり、市町村による一般廃棄物の収集運搬の 非効率化や、他の市町村から搬入される一般廃棄物による処理施設の能力不足等の混乱 を生じる可能性が高く、適切でない。

なお、広域的に収集・運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる一般 |廃棄物であって、環境大臣が指定したものを適正に収集・運搬することが確実であると して環境大臣が指定した者は、廃棄物処理業の許可を不要としている。

					1 %况日 1
分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・	要望提出者	(社)経済団体	<b>文連合会</b>
項目	廃棄物処理業及び施 影響評価法関係)	設設置に	系る許可を行	得る場合の事務の	の簡略化(環境
意見・要望 等の内容	廃棄物処理業及び施設の許可を得る場合の事務が煩雑であり、特に、アセス、都市計画審議会の承認が必要な場合には、時間がかかりすぎる。 廃棄物の処理のうち、循環資源のリサイクルに寄与するもの(廃プラ 処理施設や資源循環関連施設等)は、特例扱いするなどして、事務の簡 素化をしていただきたい。				
関係法令	環境影響評価法		共管	なし	
制度の概要	環境影響評価法の 般廃棄物最終処分場 埋立処分場所の面積	、産業廃棄	<b>基物最終処分</b>	ト場の設置等を第	1種事業とし、
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予 (実施(予定)時期	. —	検討中 )	措置困難	その他
影響の調査、予	両法では、環境への著 予測、評価や意見聴取 ₹以上の廃棄物最終処	等の手続き	を義務づけ	るものであり、ノ	<b>廃棄物処分関係</b>

担当局課室名 総合環境政策局環境影響評価課

分野	10公害・廃棄物・ 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会 環境保全関係 (2)廃棄物
項目	廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を得る場合の事務の簡略化(廃棄 物処理法関係)
意見・要望 等の内容	廃棄物処理業のうち、循環資源のリサイクルに寄与するものは、特例扱いするなどして、廃棄物処理業及び施設設置許可に係る事務を簡素化すべきである。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関す 共管 なし る法律第8条
制度の概要	一般廃棄物処理業を行う者は、当該業を行う区域を管轄する市町村長、 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようと する区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
計画等における記載	該当なし
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期: )

### (説明)

廃棄物処理施設の施設許可は、リサイクルされるものか否かに関わらず、生活環境保 全上の見地から行われるものである。例えば、申請のあったリサイクル施設が生活環境 保全上の支障を生じないという状態が個別具体的に示されている場合であれば、当然の ことながらその支障の程度が許可の判断とされるものである。

現在の施設の許可要件についても、施設の類型ごとに必要な基準が定められているが、 こうした観点から合理的な要件及び基準の検討は必要と考えている。

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会
項目	管理型最終処分場にかかる基準の見直し
意見・要望 等の内容	管理型最終処分場に関連して、 不透水地層の定義として「透水係数k<10 <sup>-5</sup> cm/sec、かつ、連続して存在する層厚が5m以上」と同等以上の遮水効力を有する地層の判断基準について明確にしてほしい。 遮水構造について、遮水シート以外の材料が使用できるようにしてほしい。
関係法令	一般廃棄物の最終処分場及び 共管 なし 産業廃棄物の最終処分場に係 る技術上の基準を定める省令
制度の概要	廃棄物最終処分場には、一定の要件を備えた遮水層を有しなければならない。
計画等にお ける記載	該当なし
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期:平成10年7月)

### (説明)

不透水地層の定義については、「最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用 に伴う留意事項について」(平成10年7月16日環水企301号・衛環63号)において、同等 以上の遮水効力を有する地層の判断基準について述べている。

また、遮水層については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」第1条第5項イ(1)において、「次のいずれかの要 件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。」と明記 している。

分野	10公害・廃棄物・ 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会、日本 環境保全関係 (2)廃棄物		
項目	産業廃棄物の収集運搬業の許可制度の見直し		
意見・要望 等の内容	広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、行政単位毎に必要とされている現行の産業廃棄物の収集運搬業の許可制度を見直すべきである。		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関す る法律第14条第1項ただし書 き、第4項ただし書き 廃棄物の処理及び清掃に関す る法律施行規則第9条第3 号、第10条の3第3号		
制度の概要	産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。ただし、広域的な再生利用等について一定の要件を満たす場合には、環境大臣の指定により業の許可を不要としている。		
計画等にお ける記載	該当なし		
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施時期:平成6年4月)		

#### (説明)

廃棄物処理法上、都道府県は、その区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業 |廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることとされており、各都道府| 県は区域内の廃棄物の減量その他その適正な処理に関し廃棄物処理計画を策定すること とされている。収集・運搬業に係る許可は、都道府県の産業廃棄物の状況を把握する事 務と不可分の関係にある。

広域的な収集運搬を効率的に行うことを目的として、現行の産業廃棄物の収集運搬業 の許可制度を見直すことは、当該都道府県における産業廃棄物の適切な状況把握が不可 能となり、都道府県による計画の達成を通じた廃棄物の減量、適正処理の推進が困難に なる可能性が高く、適切でない。

なお、広域的に収集・運搬することが適切であり、かつ、再生利用の目的となる産業 廃棄物であって、環境大臣が指定したものを適正に収集・運搬することが確実であると して環境大臣が指定した者は、廃棄物処理業の許可を不要としている。

	_
	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会
項目	同一グループ会社間での効率的なリサイクルの推進
意見・要望 等の内容	分社化により別会社となった場合に、実態上親会社の一体管理となっている場合は、廃棄物処理法の特例措置(新たな別会社の業の許可を不要とする)を講ずるべき。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関す 共管 なし る法律第14条第 1 項及び第 4 項
制度の概要	産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。
計画等における記載	該当なし
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期: )
(説明)	

廃棄物処理法上、事業者が子会社を作り、産業廃棄物の処理をすべて当該子会社に委 託して行わせる場合、子会社はあくまで親会社とは別法人であるので、その業が専ら特 定の事業者のために行われるとしても、他者の産業廃棄物の処理を反復継続して行うこ ととなるので、当該子会社は産業廃棄物処理業の許可が必要となる。

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・弱	要望提出者	(社)経済団体	連合会
項目	建設汚泥の産業廃棄	物からの阝	涂外		
意見・要望 等の内容	建設汚泥について 外すべきである。	は、建設を	発生土や浚済	<b>業土と同様に産業</b>	<b>έ廃棄物から除</b>
関係法令	廃棄物の処理及び清 る法律第2条第4項		共管	なし	
制度の概要	産業廃棄物とは事物をいうものとされ		半って生 <i>じ1</i>	た廃棄物のうち、	汚泥等の廃棄
計画等にお ける記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施時期:平成1	. —	<b>検討中</b>	措置困難	その他

#### (説明)

建設現場から排出される汚泥の中には産業廃棄物に該当しないものも考えられること から、平成11年3月に「建設廃棄物処理ガイドライン」を策定し、産業廃棄物となり うる汚泥について定めたところである。

建設汚泥については、汚水の発生や汚泥の流出などのおそれがある泥状を呈し、生活 環境保全上支障が生ずるおそれのある廃棄物であるから、建設発生土や浚渫土と同様に 土砂として扱うことは適切でない。

なお、建設汚泥については高規格堤防の築造材としてその再生利用を行う場合に、当 該再生利用の内容が生活環境保全上の支障がないものとして環境大臣の認定を受けた場 合には、廃棄物処理法の業及び施設の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を行 うことを可能とする制度の対象としている。

					、環境省
分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・	要望提出者	(社)経済団体連	合会
項目	廃棄物の分類コード	の統一			
意見・要望 等の内容	廃棄物分類コード 把握のため、コード				物量の的確な
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要	廃棄物を数値記号 用途、便宜に応じて がある。				
計画等にお ける記載	該当なし				
状況	措置済・措置予 (実施(予定)時期	. –	<b>倹討中</b> )	措置困難	その他
(説明) 廃棄物の分類コードは、紙マニフェストについては事業者若しくは業界団体、自治体 への報告書については自治体というように、各主体が、それぞれの便宜等に応じて設定 するものであり、国が統一的に定めることは困難である。					

· 分 野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・要	望提出者	(社)経済団	体連合会
項目	マニフェスト制度の	IT活用によ	る合理化		
意見・要望 等の内容	自治体において、だでも受け付けること。 日本産業廃棄物処理	<b>o</b>			
関係法令	廃棄物の処理及び清報 る法律第12条の3及での5		共管	なし	
制度の概要	管理票交付者は、行事に提出しなければだけ報告を受ければならだ。 ちゅうしゅう おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい かいい か	ならない。 は電子マニ			
計画等における記載	該当なし				
状 况	措置済・措置予 (実施(予定)時期:	-	·····································	措置困難	その他
/ ≐∺ □□ \		<b>_</b> _			

### (説明)

各都道府県が電子化されたデータに対応しうるかどうかは、各都道府県の事情により 異なると考えられるため、一律に管理票に関する報告書を電子化することは困難である。 なお、産業廃棄物管理票交付者(電子マニフェスト使用の場合は情報処理センター) の都道府県知事に対する報告義務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則等の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第 115号)附則第 2 条で、平成13年 4 月 1 日から当分の間適用しないこととされている。

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (2)廃棄物	意見・	要望提出者	(社)日本自	動車工業会
項目	産業廃棄物管理票の	保存に関す	する緩和		
意見・要望 等の内容	多数の取引先全て スト制度の活用は困 にするか、市販ある い。	難であるフ	ため、事業	者による加盟 ·	・代行入力を可能
関係法令	廃棄物の処理及び清 る法律第12条の 5	掃に関す	共管	なし	
制度の概要	事業者は、産業廃 運搬受託者及び処分 ンターを経由して当 告することを求め、 したときは、産業廃	受託者かり 該産業廃す 一定期間の	る電子情報を 実物の運搬を 対に所要の	処理組織を使用 または処分が約 事項を情報処理	月し、情報処理セ 冬了したことを報
計画等にお ける記載	該当なし				
状 況	一部措置済 (実施(予定)時期:		一部措	置困難	その他

### (説明)

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理することとなっている(排出 事業者責任の原則)ことから、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には産業廃 棄物が適正に処理されていることを確認しなければならない。このため、事業者はその 産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェストを交付して適正処理を確保することとなっ ており、そうした趣旨からすれば事業者による加盟・代行入力を可能とすることは困難 である。

また、各社独自の電子マニフェスト等については、事業者が自社内で使用しているL A Nシステムを活用して情報処理センターとの情報のやりとりが可能となるようシステ ムを改善したところである。

_ 分 野	10公害・廃棄物・ 意見 環境保全関係 (2)廃棄物	,・要望提出者	日本労働組合総連合会		
項目	医療廃棄物処理の諸制度の	改善			
意見・要望 等の内容	医療機関から排出される べきである。	廃棄物を独立	させ、新たな処理基準を設定す		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関 る法律第2条	す 共管	なし		
制度の概要	医療機関から排出される廃棄物には、人への感染を引き起こす可能性のあるものや注射針等の鋭利なものが含まれており、その取扱いには特別な配慮が必要である。このため、廃棄物処理法に基づき、感染性廃棄物を特別管理廃棄物として区別し、取扱いについて規制を設けるとともに、「感染性廃棄物処理マニュアル」を作成し適正処理のガイドラインを示している。				
計画等における記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 )	措置困難その他		
	(説明) 感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにすることについて、有識者や医療機 関代表者等関係者の意見を聞きながら、平成13年度前半には検討を開始することとして				

|関代表者等関係者の意見を聞きなから、平成13年度前半には検討を開始することとして いる。

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (3)その他 意見・要望提出者 (社)経済団体連合会
項目	カラス等一般鳥獣営巣除去の許可申請・事後報告義務の緩和
意見・要望 等の内容	供給支障の防止及び電力設備の保全を目的とした鳥獣営巣の除去について、カラス等の一般鳥獣の場合は、卵がある場合でも許可申請・事後報告を廃止すべき。
関係法令	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 共管 なし 12条
制度の概要	鳥獣保護及狩猟二関スル法律第12条において、狩猟以外の野生鳥獣(卵を含む)の捕獲に際しては、都道府県知事又は環境大臣による捕獲許可が必要とされている。 捕獲の期間が満了し、又はその許可の効力が失われた場合には、30日以内に速やかに許可証を返納させるとともに、捕獲結果についての報告を行わなければならない。
計画等にお ける記載	該当なし
状 況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期: )

#### (説明)

鳥獣保護及狩猟二関スル法律において、鳥獣の捕獲を行う場合に都道府県知事(希少 種の場合は環境大臣)の許可を得なくてはならないこととされているのは、野生鳥類の 雛及び卵は生態的に特に脆弱であり、その捕獲を安易に認めると鳥類の生息に重大な支 障を及ぼすおそれがあるためである。

また、野生鳥獣の捕獲によって得られた情報は、これによって個体数の変動等を確認 できること等により、適切な捕獲を含む保護管理を行う上で非常に重要なものである。

したがって、この手続は野生鳥獣の適正な保護管理を図る上で必要なものである。

各事務手続については、関係者にとって煩雑な部分もあると考えられるので、運用面 での簡略化の方策を検討する。

担当局課室名▋自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (3)その他	意見・	要望提出者	カナダ	
項目	建材分野におけるエ	コマーク	表示対象追加	DΩ	
意見・要望 等の内容	天然更新された森されている。国際的現行の技術に対するれるよう強く要請す	こで受け入っての選が	れられた認	証(例:ISO、	CSA、FSC)が、
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要		として、 材及いる。 人丸大 の木 で が な な な な な な な な た た た た た た た た た た た	木質部の原 位利用木材の 産出される 使用済み梱 (製材工場を 材料。 建築物から原	原料として、間の配合率が1000 末口径14cm未満 包材など)、木 などから発生す	間伐材・小径材、 %(重量割合)で 時の間伐材・小 な材加工工場など でる端材など)な が及び木質材料。
計画等にお ける記載	該当なし				
状況	措置済・措置予 (実施(予定)時期	• —	検討中 )	措置困難	その他
ーク認定基準は 定されている。 れているとは言 る。認定基準は	別度は環境省の指導の は、学識経験者などの 本認定基準の制定時 えない状況であった は基準制定日より5年 別証制度の普及状況な	中立者、 (1999年 ため、認 を期限と	消費者、事 ) には F S c 定基準には して見直され	業者からなる委 C 等の認定制度 盛り込まれなか れることとなっ	受員会において策 をは十分に普及さいったと聞いてい なており、その際

担当局課室名 総合環境政策局環境経済課

分野	10公害・廃棄物・ 意見・ 環境保全関係 (3)その他	要望提出者	(社)経済団体連合会		
項目	環境情報の開示方法の整理・	統合			
意見・要望 等の内容	環境情報の開示方法は、ISOの環境ラベルタイプ 、 、 の規定に整理・統合していただきたい。例えば、タイプ ラベルはエコマーク制度(ISO14021に基づく)、タイプ ラベルは事業者による自己宣言(ISO14024に基づく)、タイプ ラベルは定量的環境情報(研究開発途上)とし、今後は、これ以外の環境ラベル、マークに類する制度を制度化しないでいただきたい。				
関係法令	なし	共管	なし		
制度の概要	現在、環境情報の開示方法 エコマークISO14024で定 省エネ表示JISマーク タイプ ラベル登録制度 JEMAIプログラム	められたタ <sup>.</sup> 入	種類のラベルが存在している。 イプ ラベル 産業省		
計画等にお ける記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 )	措置困難その他		
(説明) 御意見の通り、環境省としても、製品の環境情報の開示・提供に当たっては、消費者に無用の混乱を与えないよう、整理された形で進められることが重要と認識している。 タイプ ラベルについては、環境省としては御意見の通り、エコマークを我が国における制度として、引き続きその推進を図る方針である。 また、タイプ ラベルは研究開発途上と認識している。					

担当局課室名

環境省総合環境政策局環境経済課

分野	10公害・廃棄物・ 環境保全関係 (3)その他	意見・要望提出	出者 (社)経済団体	本連合会
項目	自治体の環境に関す	る上乗せ条例等に	- 関するルールの確	立
意見・要望等の内容	体との公害協定等の 業界の自主的な取組 環境に関する基 る。地方公共団 証明を必要とす 上乗せ基準の上	上乗せ規制が存在 を阻害している。 準については、国体による上乗せ がきである。 限を定め、大半の	に、地方公共団体の Eし、これらが過剰 国の定めた基準を最 基準は、明確な判断 D地方公共団体が上 自体を見直すことの	な規制となり産 優先すべきであ 基準か科学的な 限一杯の上乗せ
関係法令	特定化学物質の環境 量把握等及び管理の する法律 都民の健康と安全を ための環境に関する	改善に関 確保する	経済産業省	
制度の概要	人の健康や生態系 ら環境 (大気、水、 への移動量を、事業 ータや推計に基づき 度 )。	土壌)への排出量 者が自ら把握し国	目に届け出るととも	れての事業所外 に、国は届出デ
計画等にお ける記載	該当なし			
状 况	措置済・措置予 (実施(予定)時期		措置困難	その他
(説明)				

東京都が平成12年12月の改正条例において定めた制度は、PRTR法上の制度と類似 しているが、その義務の内容は、都が従来から実施している大気・水質規制の対象物質 |について管理を行うための措置であると承知している。

いずれにせよ、類似の制度の導入により、対象事業者に対し過度の負担とならずに化 学物質の適切な管理が図られるよう、その運用に当たっては、必要に応じ都ともよく連 携を取ってまいりたい。

担当局課室名 環境保健部環境安全課

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・	要望提出者	(社)経済団体	連合会
項目	特定工場における公	害防止管理	理者の必置	規制の見直し	
意見・要望 等の内容	電力供給業の内出 は、特定工場の対象 または、一定の条件 て、代理者は無資格	から外し、	公害防止行 資格者の選付	管理者の選任を不 任も可能とすべき	要とするか、
関係法令	特定工場における公 織の整備に関する 条、第6条及び第7	法律第4	共管	財務省、厚生労 産省、経済産業 通省	
制度の概要	特定工場における 係公害防止管理者が ス供給業または熱供 染防止法施行令別表 く)を設置している いるか、または排出 ら工場においては、	が要とされ 給業に属 第1に掲 工場で、 ガス量が	れる特定工り する事業の げるばい煙質 有害物質に 1 万立方流に	場は、製造業、電 用に供する工場の 等発生施設(廃棄 系るばい煙発生施 以上の工場となっ	意気供給業、ガ うち、大気汚 を物焼却炉を除 を設置して なでおり、これ
計画等にお ける記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		検討中 )	措置困難	その他

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「本法」という。) は、大 気汚染防止法その他の公害防止規制法による措置を補完するため、当該公害防止規制法 の対象施設を設置する一定の工場(特定工場)について、公害防止管理者等の選任を義 務づけるものである。ガスタービンについては、大気汚染防止法施行令により燃料の燃 焼能力が重油換算毎時50%以上のものを大気汚染防止法上のばい煙発生施設として定 めている。これは、電気事業法第17条の規定による経済産業大臣の許可に係らしめら れるかどうかにかかわらず、大気汚染防止法の目的である国民の健康の保護及び生活環 境の保全の観点から定められているものである。従って、大気汚染防止法等の公害防止 規制法の補完措置である本法の特定工場についても、同じく電気事業法第17条とかか わりなく定められるものである。よって、本法による公害防止管理者の選任を不要とす る、即ち本法の特定工場から除外することは困難である。なお、ばい煙発生施設に該当 するガスタービンを有しないガスタービン発電所については、本法の特定工場とはなら ない。

また、本法が公害防止管理者の業務として規定する燃料の検査、ばい煙量測定、施設 の操作・点検・補修、事故時の応急措置、緊急時の必要な措置など、公害防止のための 多様な業務を的確に行いうる者として十分な知見を有していることが求められることか ら、仮に燃焼の方法とばい煙処理の方法が単純であったとしても、これら公害防止のた めの多様な業務を行うための知識が必要ないとは言い難い。したがって、無資格者を公 害防止管理者等とすることは困難である。

担当局課室名▋環境管理局総務課

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・	要望提出者	(社)経済団体連合	会
項目	公害防止管理者の資	格認定取行	<b>导に係る要</b> 何	牛の見直し	
意見・要望 等の内容	公害防止管理者(水質関係第4種)の資格認定証取得のための講習の 受講資格は、実務経験年数で3~7年に設定されているが、この年数の 短縮または廃止をして欲しい。				
関係法令	特定工場における公 織の整備に関する法 則第11条及び別表第	·律施行規	共管	財務省、厚生労働省 産省、経済産業省及 通省	
制度の概要	, = , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ることに	より、その記	実務経験を有する者に 講習の修了者には国家	
計画等にお ける記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		<b>食討中</b> )	措置困難 その	D他

#### (説明)

公害防止管理者等の資格を取得するには、毎年定期的に実施される国家試験に合格す ることが原則的、一般的であるが、国家試験合格と同等の資格を得ることが出来る資格 認定講習は、例えば必要な有資格者の育成と確保が急務である場合等本法の目的を達成 |するため、必要性があると認められた場合に実施している、いわば国家試験を補完する 措置である。

そのため、直ちに公害防止管理者等として職務を果たすに足りる一定の専門知識や技 術的業務に係る実務経験等を受講要件として求めているところであり、若手技術者の育 成を目的とした講習ではないため、実務経験を廃止することは困難である。

しかしながら、実務経験年数の見直しについては、規制改革委員会の見解にも記載さ れていること等も受けて、今後これらについて検討を始める見通しである。

担当局課室名▋環境管理局総務課

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・	要望提出者	規制改革委員会		
項目	公害防止管理者の制度の在り方の見直し					
意見・要望 等の内容	現在、環境問題は、環境・公害問題の状況や各企業の公害防止体制の 実態など、環境・公害問題をめぐる諸情勢を踏まえて、公害防止対策の ためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、 公害防止管理者、公害防止主任管理者の必置規制の在り方についても再 検討するべきである。					
関係法令	特定工場における公 織の整備に関する 条、第5条及び第7	法律第4	共管	財務省、厚生労働省、農林水 産省、経済産業省及び国土交 通省		
制度の概要	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、一定の 条件を有する特定工場においては、公害防止管理者、公害防止主任管理 者等の選任を義務づけている。					
計画等にお ける記載	該当なし					
状 况	措置済・措置予 (実施(予定)時期	• –	検討中 )	措置困難その他		

#### (説明)

国民の健康の保護と生活環境の保全を図る上で、産業公害の防止に万全を期すことは 必要不可欠であるが、各企業において公害防止のための最低限の取組を担保する本制度 は必要である。

企業内ゼロエミッションやIS014000シリーズ認証取得等に代表される企業の組織とし ての自主的な環境対策の取組では、公害防止のための最低限の取組が担保されるとは限 らず、不十分である。また、そのような組織としての環境対策の取組においても、公害 防止管理者は環境対策に関する専門技術を有する中核的人材となりうる存在であり、現 段階においてはその必要性はあるものと考える。

このように、企業の公害防止組織体制の整備による対応等については、自主的取組は 環境保全が担保されないため現制度との代替は困難であるが、規制改革委員会の見解に も記載されていること等も受けて、今後、現在の企業の中での公害防止組織の整備状況 の実態等について、まず調査する必要がある。

担当局課室名▋環境管理局総務課

分野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・弱	要望提出者	規制改革委員会	_
項目	公害防止主任管理者の必置規制の見直し				
意見・要望 等の内容	大気と水質につきそれぞれの公害防止管理者資格を有するものを共に任命し、両者が緊密に連携しつつ効果的な公害防止対策が実施できるような組織体制ができているような場合には、主任管理者の必置を免除することについて検討すべきである。				
関係法令	特定工場における公 織の整備に関する 条、同施行令第11条	法律第5	共管	財務省、厚生労働 産省、経済産業省 通省	
制度の概要	煤煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量及び排出水量が一定量以上である施設においては、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者を選任しなければならない。				
計画等における記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期	•	<b>食討中</b> )	措置困難 -	その他
/≐∺□□\					

## (説明)

公害防止主任管理者は、密接な関係にあるばい煙と汚水の両発生施設の公害防止管理 者を包括的に指揮する立場にあり、関連性を持った公害防止対策が行える様必置を義務 づけているが、今後、特定工場において、双方の施設の公害防止管理者が連携しつつ効 果的な公害防止対策が実現できる組織体制が一般化するようであれば検討を行いたい。

担当局課室名 環境管理局総務課

- 分 野	15資格制度関係 (2)必置資格	意見・	要望提出者	規制改革委員会	
項目	公害防止主任管理者等の試験科目の共通化・免除				
意見・要望 等の内容	大気と水質の両方の公害防止管理者資格を有するものは公害防止主任管理者の有資格者になり得るという制度があることから、公害防止管理者と公害防止主任管理者の試験科目について共通化や免除等の検討をすべきである。				
関係法令	特定工場における公 織の整備に関する法 第11条、同施行規則	律施行令	共管	財務省、厚生労 産省、経済産業 通省	
制度の概要	公害防止主任管理者の資格は、公害防止主任管理者試験に合格した者であるか、大気関係第1種又は第3種有資格者であり、かつ水質関係第1種又は3種有資格者である者とする。				
計画等における記載	該当なし				
状 況	措置済・措置予 (実施(予定)時期		<b>倹討中</b> )	措置困難	その他
(説明) 公害防止主任管理者は水質と大気の各公害防止管理者を指揮する者として、双方にま たがる包括的な知識能力が求められており、試験においてもこの様な観点から出題され					

ているものであるが、今後、試験科目の免除等についての可能性を検討してまいりたい。

担当局課室名 環境管理局総務課

分野	16その他	意見・	要望提出者	日本チェーンス	トア協会
項目	地方自治体における法解釈、提出書類等の統一化について				
意見・要望 等の内容	地方分権一括法が昨年4月1日から施行されたが、法律等の解釈の違い、提出書類等の不統一が数多く散見される現状にあり、地域を超えて新たに事業を行っていく際に種々の負担が過重となっていることから、その是正を強力に進めていただきたい。				
関係法令	なし		共管	なし	
制度の概要					
-1-65. I	*****				
計画等における記載	該当なし				
状 况	措置済・措置予 (実施(予定)時期		) (美討中 (大)	措置困難	その他
(説明) 当省所管法令の解釈等の不統一により具体的な問題が生じた場合には、当該地方公 共団体に対し、地方自治法に基づき必要な範囲において助言等を行ってまいりたい。					
担当局課室名 大臣官房総務課					